

★ News 『家賃支援給付金』スタート

ポータルサイトから
電子申告で申請

5月の「緊急事態宣言」延長を受けて創設された、新型コロナウイルス感染症拡大により大幅な売上減少に直面する事業者を支援する制度「家賃支援給付金」の受付が7月14日スタート。8月から給付が始まりました。

「家賃支援給付金」のあらまし

【給付の対象】 …次の①②③のすべてを満たす事業者

- ① 資本金 10 億円未満の中堅企業・中小企業など
- ② 令和2年5月～12月の売上高について
 - いずれか1カ月で ——— 前年同月比50%以上減少 または
 - 連続する3カ月の合計で — 前年同期比30%以上減少
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること

NPO法人・医療法人・
社会福祉法人なども対象

【給付額】

- | | | | |
|--------|-----|-------|--------|
| 法人に | …最大 | 600万円 | } 一括支給 |
| 個人事業者に | …最大 | 300万円 | |

＜算定方法＞申請日の直近1カ月以内に支払った賃料(月額)に基づき算定した給付金(月額)の6倍


【必要書類】

- ・ 賃貸借契約書
- ・ 直近3カ月の賃料の支払い実績を証明する書類 (銀行通帳の写し、払込明細書など)
- ・ 売上の減少を証明する書類 (確定申告書、売上台帳など) その他、指定された書類

【申請の期間】

・2020年(令和2年)7月14日～2021年(令和3年)1月15日まで

「家賃支援給付金」申請の留意点

- ※ 地方自治体から賃料の支援金を受給している場合は、この「家賃支援給付金」が減額される場合があります。
- ※ 賃貸借契約の貸し主と借り主が、実質的に同じ人物である場合は、給付の対象外となります。
貸し主が、借り主である会社の代表取締役であったり (自己取引)、
配偶者や1親等(親子)以内の親族である場合 (親族間取引)
- ※ 法人が、社宅や社員寮として賃貸借契約に基づき借り上げて従業員を住ませ、法人の確定申告書に地代・家賃として計上していれば、原則として給付の対象となります。
従業員に転貸している場合は、給付の対象外となります。

★ News 路線価の「補正」検討へ

国税庁が7月1日公表した令和2年分の路線価は、5年連続の上昇となりました。路線価は1月1日時点の公示地価を基に設定し、1年間の相続税等の計算の基礎となります。

しかし、その後の新型コロナウイルスの影響で土地の時価は下落しており、国税庁は「補正」などを検討し、10月には対応措置を公表するとしています。

＜残暑お見舞い申し上げます＞

なお、田中会計事務所は夏期休業をせず
通常どおり業務を行っております。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>